

## 和歌山家庭裁判所委員会議事概要

### 第1 開催日時

令和5年6月7日（水）午後1時30分から午後4時まで

### 第2 開催場所

和歌山家庭裁判所大会議室

### 第3 出席者

#### 1 家庭裁判所委員会委員（五十音順、敬称略）

植木楽、小栗知子、尾野大樹、栗生好人、嶋末和秀、島由佳子、田端浩二、塚田奈保、辻田昌司、戸村祥子、則定百合子、山野雅哉

#### 2 説明者

石川慎也、田仲真大

#### 3 事務担当者等

石居友紀、生駒高伸、松下礼子、白崎彰悟、松本茂太、奥野由紀子

### 第4 議事

#### 1 開会

#### 2 委員長選任

家庭裁判所委員会規則6条1項に基づき、委員の互選により、嶋末和秀委員を委員長に選任した。

#### 3 前回の議事内容等

裁判所から、前回の地裁委員会及び家裁委員会のテーマ「裁判所の採用広報について」に関する報告を行った。

#### 4 テーマ「利用しやすい家事調停の在り方について」

意見交換に先立ち、家事調停について、和歌山家裁石川慎也主任書記官及び田仲真大書記官から、次のような内容を中心とした説明を行ったほか、最高裁作成の家事調停に関する動画の視聴、調停室等の庁舎見学を行った。

- ・ 家事調停制度の利点、手続の流れ、手続の種類
- ・ 離婚調停の実情
- ・ 離婚調停における留意点
- ・ 和歌山家裁における調停を利用しやすくするための工夫、デジタル化の取組

5 意見交換の要旨

別紙のとおり

6 次回委員会の開催テーマ

家事事件における子の福祉への配慮について

7 次回委員会の開催期日

令和5年11月21日（火）午後1時30分

8 閉会

(別紙)

## 意見交換の要旨

(●裁判所委員、○その他の委員)

1 家事調停制度の説明や、庁舎案内で実際に使用している調停室等を見学しての感想、質問等

(1) 調停期日について

- 1回の調停期日にどのくらいの時間を掛けているのか。
- 和歌山家裁では、1回の調停期日におおむね2時間程度をかけている。当事者から交互に話を聞くため、このくらいの時間がかかっているが、当事者によって、時間をかけて聞いて欲しいというニーズと、短時間で済ませたいというニーズの両方があるため、バランスの取り方として、どの程度の時間を標準とするのが適切なのかは悩ましいところである。
- 当事者のニーズとして、土日などの休日に調停期日を実施してほしい要望はないか。
- 休日などに調停期日を行うことにニーズがあることは承知しているが、裁判所の執務体制上、現状は調停を行うのは平日のみとなっている。

(2) 児童室について

- 玩具等が備え置かれた庁内の児童室はどのような場合に使用するのか。
- 家庭裁判所調査官が調査として子と親の関わりの様子を観察するときや、子との面接前に子の緊張を和らげるときなどに使用している。

(3) 外国人が当事者となる事件について

- 調停手続は日本語のみとなるのか。
- 申立書は日本語で記載する必要がある。日本語を解しない当事者の調停利用は今後も増加すると考えており、そういった方への対応もより必要になるとの認識はしている。現在でも、必要に応じ、通訳人を選任したり、外国語

に通じている調停委員を選任するなどして対応している。

(4) 電話会議システムを利用した調停について

- 電話会議システムは具体的にどのように使用するのか。
- 電話会議システムを利用した調停の場合、非公開性を担保するため、最寄りの裁判所に出頭してもらい、その裁判所の調停室から接続したり、調停委員が、通話先の状況を本人に確認するなどして進行している。

(5) ウェブ会議による調停について

- ウェブ会議による調停が可能になれば、当事者が自宅から参加することも可能になるのか。
- ウェブ会議について、自宅から参加することも制度上は可能である。どのような事件で許可するかは調停委員会の判断となるが、ウェブ会議であれば、カメラで映すことで、周りの状況を確認することが可能となるため、電話会議よりも、より利用しやすくなると考えている。

2 当庁が行っている取組（申立てをしやすくするための工夫、当事者が理解を深めるための工夫、調停に参加しやすくするための工夫等）について

- 裁判所のホームページはパソコン前提での作りとなっているが、スマートフォンやタブレットの普及により、民間のホームページなどは、主流となっている指での操作に対応するため、ボタンを大きくするなどの工夫がされている。そういった視点で見ると現在のホームページは改善の余地があるのではないか。
- 裁判所のホームページは、一般の方にとっては、「民事」や「家事」などの言葉が難しく、必要な書式に辿り着きにくいのではないか。体系立った作りにこだわらず、例えば、「離婚したいとき」など専門用語を用いない、当事者の目線に立った構造にするのが良いのではないか。
- 和歌山家庭裁判所のホームページからダウンロードできる申立書書式は、PDF形式ではなく、ワード形式の方が使いやすいのではないか。他の裁判所ではワード形式が掲載されているものもあった。

- 申立書書式の記載例について、記載に関する留意点を赤文字で欄外に記載するのではなく、吹き出しの形式で記載した方が分かりやすいのではないか。
  - 最高裁が作成している動画がY o u t u b eにアップされているが、いずれも体裁が硬く、利用者の立場から見ると分かりにくい。他方、弁護士などが作っている調停手続に関する動画などは分かりやすく、調停の流れなども紹介されている。もう少し工夫の余地があるのではないかと感じた。
- 3 裁判所のデジタル化に関する感想や期待したい点について
- 代理人弁護士として、他の裁判所において2つの事件でウェブ会議を利用した調停期日を経験したことがあるが、電話会議による調停と違って調停委員の顔が見えるのは非言語的情報が伝わるため、言いたいことがストレートに伝わり、非常に良いと感じた。
  - 職業柄、電子申請などを利用することがあるが、裁判所においても、インターネット上で申し立てを行うシステムを構築する際には、マイナンバーと連携することで必要な入力を補助したり、誤入力をシステムで検知してエラーを出したり、不明な点はチャットで質問できるようにする、説明に動画やアニメーションを活用するなど当事者がより申し立てをしやすくするための工夫がなされると良いのではないか。また、本人確認の手段として、マイナンバーカードのスマートフォンでの読み込みを取り入れるなども考えられるのではないか。